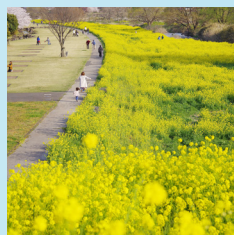
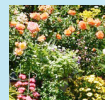
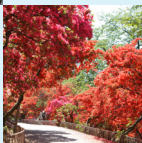
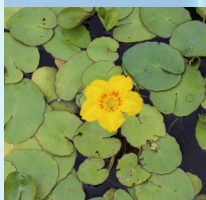
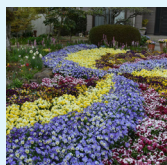


第3次伊勢崎市 環境基本計画

概要版

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度



令和7年3月

伊勢崎市

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的と背景

伊勢崎市では、市民の健康で文化的な生活の確保、地球環境保全に貢献するため、平成 18 年3月に「伊勢崎市環境基本条例」を制定しました。以降、同条例に基づき環境基本計画を策定し、多様な取組を進めてきました。

2015(平成 27)年に策定した前計画である、「第2次伊勢崎市環境基本計画」では、「人と優しい環境が共存するまち 伊勢崎」を望ましい環境像に掲げ、以降、この実現に向けて、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画策定以降、約 10 年が経過し、国内外の社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応していくため、計画の改定を行いました。本計画では、5つの分野における基本目標に対し、15 の個別方針、40 の施策を展開し、取組を進めてまいります。



(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「伊勢崎市総合計画」を環境面から推進するためのものであると同時に、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。また、市民、事業者、市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

(3) 計画の期間

令和 7 年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間

※今後の経済・社会情勢の変化や、法制度の改正などによっては、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 計画の範囲

本計画では、いせさきGXの考え方に基づき、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

❖ 対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として伊勢崎市全域とします。
ただし、河川などのように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものについては、国や県、近隣自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

❖ 対象とする環境

本計画では、環境について、個人の身近な生活環境から、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象に対する、本市の全ての環境政策を対象とします。

2. 政策のゴールと基本目標

私たちの先人は、自然の恵みを受け取りながら、知恵と努力により今日の豊かな社会を築いてきました。現代に生きる私たちは、この恵み豊かな環境を保全するとともに、より素晴らしいものにした上で、未来の世代に継承していかなければいけません。

地球温暖化、気候変動などの地球規模での脅威から、水と緑あふれる自然環境、生物多様性の保護保全、ごみの減量化や再資源化など身の回りの生活環境への対応まで、市民、企業、団体、行政が一体となって、取り組んでいく必要があります。

本計画では、第3次伊勢崎市総合計画の環境政策のゴールの実現を目指し、次の5つの分野ごとに基本目標を掲げ、各種の施策を展開していきます。



第3次伊勢崎市総合計画における環境政策のゴール

あらゆる活動で環境に配慮し、
1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて行動できるまち

基本目標Ⅰ 脱炭素社会の推進

- ◆ 一人ひとりが、日常の生活や事業活動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識します。
- ◆ 市民、事業者、行政が一体となって、温室効果ガス削減に取り組み、カーボンニュートラルを目指します。

基本目標Ⅱ 循環型社会の推進

- ◆ 今後も引き続き循環型社会の形成を目指し、社会基盤の整備を進めることにより、適正なごみ処理を推進します。
- ◆ サーキュラーエコノミーへの移行を図り、市民、企業、団体、行政の協力により、更なるごみの減量化・再資源化を推進します。

基本目標Ⅲ 豊かな自然環境の保全

- ◆ 一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを認識します。
- ◆ 水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

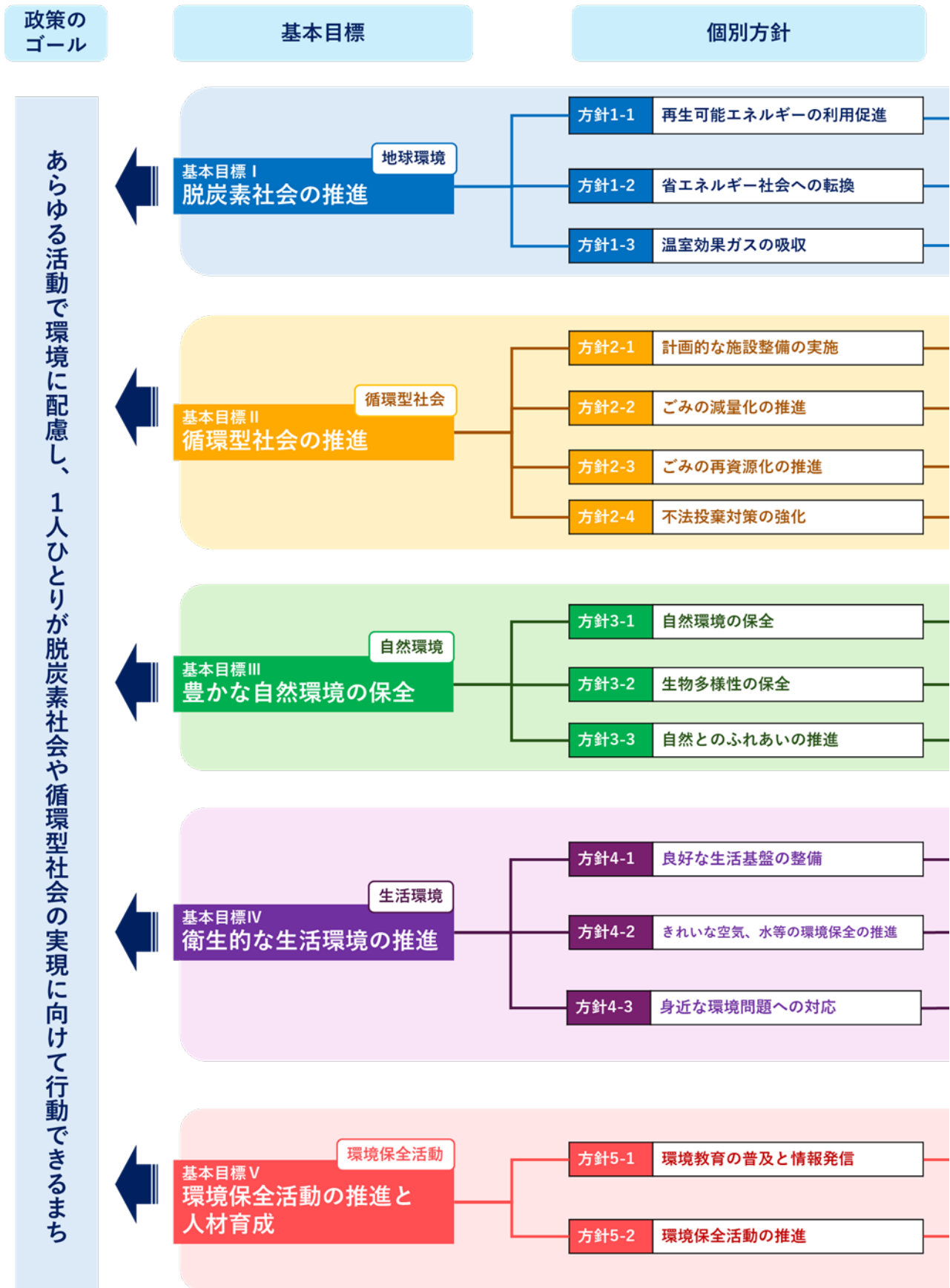
基本目標Ⅳ 衛生的な生活環境の推進

- ◆ 一人ひとりが日常生活や事業活動に伴い発生する環境汚染が、人の健康と生活環境に負担となることを認識します。
- ◆ 大気や水などを良好な状態に保つことにより、安心・安全な生活環境を未来に伝えます。

基本目標Ⅴ 環境保全活動の推進と人材育成

- ◆ 一人ひとりが環境学習等を通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加します。
- ◆ 市民、事業者、市のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、恵み豊かな環境を、未来へつなげます。

3. 施策の体系



施策の展開

関連するSDGsのゴール

- ① 再生可能エネルギーの活用とPR
- ② 再生可能エネルギーを家庭や事業所に普及・促進
- ③ 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

- ① 省エネルギー機器導入の推進
- ② 公用車への次世代自動車の導入
- ③ 省エネ型のライフスタイルの推進

- ① 緑化による吸収
- ② カーボン・オフセットの推進



- ① 清掃リサイクルセンター21等の施設整備
- ② 最終処分場の延命化

- ① ごみの分別収集方法の周知徹底
- ② 食に関するごみの削減の推進

- ① 資源物の分別の周知徹底
- ② グリーン購入の推進

- ① 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止
- ② 不法投棄発見後の迅速・適正な処理



- ① 公園や緑地の保全・整備の推進
- ② 遊休農地などの活用の推進
- ③ 豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創出

- ① 多様な動植物の生息・生育環境の保全
- ② 生物多様性の理解と浸透
- ③ 外来生物への対策

- ① 人と自然のつながりを深める機会の創出
- ② 緑化活動の推進



- ① 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進
- ② し尿処理施設適正管理の推進

- ① 自動車から発生する排出ガスの抑制
- ② 工場・事業所などへの監視体制の充実
- ③ 水質汚濁の防止と河川の自然回復・浄化
- ④ 土壌汚染の防止と健全な土壌環境の維持・管理
- ⑤ 公害苦情への適正な対応処理と啓発活動の促進

- ① 環境に配慮した生活の推進
- ② 生活環境に関する苦情への対応



- ① 環境教育・環境学習の充実
- ② 環境情報の共有化
- ③ 幼少期の環境教育の促進

- ① 環境に関する組織づくり
- ② 環境に関するネットワークづくり
- ③ 環境美化活動の推進
- ④ 環境マネジメントシステムの導入促進



基本目標Ⅰ

脱炭素社会の推進

方針1-1 再生可能エネルギーの利用促進

市民や事業者に対して、脱炭素化設備導入補助を行うとともに、再生可能エネルギーを公共施設で率先的に導入していきます。また、環境やレジリエンスに関する意識・知識を高める普及啓発を継続的に実施し、脱炭素社会に向けた行動変容を促していきます。

< 施策の展開 >

- ① 再生可能エネルギーの活用と P R
- ② 再生可能エネルギーを家庭や事業所に普及・促進
- ③ 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入



家庭用脱炭素化設備
導入補助金



エネルギーの地産地消

方針1-2 省エネルギー社会への転換

市民や事業者、市の各主体の一人ひとりが省エネルギーなライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくための取組を推進します。また、市民や事業者に対し、環境に配慮した考えに沿った省エネルギー活動の実践や省エネルギー機器・設備の導入を支援し、温室効果ガス排出抑制の促進を図ります。市は、省エネルギー機器・設備、次世代自動車を積極的に導入します。

< 施策の展開 >

- ① 省エネルギー機器導入の推進
- ② 公用車への次世代自動車の導入
- ③ 省エネ型のライフスタイルの推進



公用車への
次世代自動車の導入



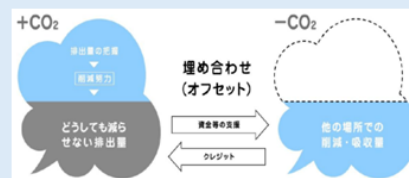
エコ通勤優良事業所
認証への登録促進

方針1-3 温室効果ガスの吸収

大規模開発の機会等を捉えた緑化の指導、誘導、公園等の整備を推進するとともに、群馬県産の木材の利用を通し、樹木による二酸化炭素の吸収を促進します。また、市内事業者等のカーボン・オフセットの取組を支援するとともに、周辺自治体と連携したカーボン・オフセットを推進していきます。

< 施策の展開 >

- ① 緑化による吸収
- ② カーボン・オフセットの推進



出典：平成26年度カーボン・オフセットレポート
カーボン・オフセットの仕組み

基本目標Ⅱ

循環型社会の推進

方針2-1 計画的な施設整備の実施

清掃リサイクルセンター21の施設整備を計画的に実施し長寿命化を図るとともに、ごみの減量化・再資源化により最終処分場の延命化に努めます。また、ごみ処理施設の広域化を検討します。

< 施策の展開 >

- ① 清掃リサイクルセンター21等の施設整備
- ② 最終処分場の延命化



清掃リサイクルセンター21

方針2-2 ごみの減量化の推進

広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法の周知徹底やリユース食器貸出事業の利用促進等により、ごみの適正処理を推進し、減量化を図ります。

< 施策の展開 >

- ① ごみの分別収集方法の周知徹底
- ② 食に関するごみの削減の推進



ごみ分別アプリ
「さんあーる」



食品ロス削減協力店
ステッカー

基本目標Ⅱ

循環型社会の推進（続き）

方針2-3 ごみの再資源化の推進

分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化し、質の高いリサイクルを推進します。また、環境負荷の少ない環境配慮型製品の購入を促進します。

<施策の展開>

- ① 資源物の分別の周知徹底
- ② グリーン購入の推進

1 用紙	購入基準（仕様）
コピー用紙	【印刷基準】 （資源物の定める資源物品等の製造に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の総合評価値が80以上であること。 （バーチャル・リサイクルの原則）に準じて、FSCマーク（森林管理協議会）、環境材料マーク、PEFCマーク等がついていること。 【製造基準】 ・資源は可能な限り軽微で、再生利用の容易さ及び廃棄物の発生軽減に配慮されていること。 ・高品質かつ高効率な製品であること。

本市のグリーン購入基準（コピー用紙）

方針2-4 不法投棄対策の強化

不法投棄は、近隣の迷惑になるほか、土壌汚染や水質汚濁にも悪影響を及ぼす可能性があります。本市では、引き続き不法投棄の防止に向けて、地域との協働による啓発の実施や群馬県との連携を図っていきます。

<施策の展開>

- ① 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止
- ② 不法投棄発見後の迅速・適正な処理



不法投棄の防止

基本目標Ⅲ

豊かな自然環境の保全

方針3-1 自然環境の保全

日常の中でふれあえる身近なみどりを広げていくため、公園や緑地、水辺環境の保全・整備を進めるとともに、近年増加傾向にある遊休農地などの活用を推進します。

<施策の展開>

- ① 公園や緑地の保全・整備の推進
- ② 遊休農地などの活用の推進
- ③ 豊かな緑と安らぎの水辺の保全・創出



いせさき市民のもり公園



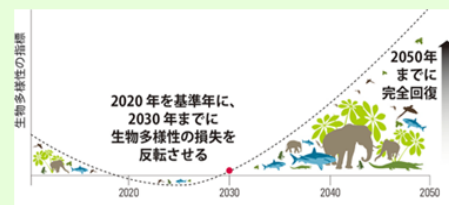
遊休農地解消活動

方針3-2 生物多様性の保全

動物の生息基盤である植生環境を保全するとともに、市民の環境意識を高め、地域の自然環境保全活動に参加を促し、生きものの生息環境の創出と保全を図り、「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組を推進していきます。

<施策の展開>

- ① 多様な動植物の生息・生育環境の保全
- ② 生物多様性の理解と浸透
- ③ 外来生物への対策



出典：WWFジャパン

ネイチャーポジティブ実現のイメージ

方針3-3 自然とのふれあいの推進

野鳥や昆虫類が豊富に生息する境御嶽山自然の森公園や、親子で環境学習ができる子供のもり公園伊勢崎のまゆドームなど、自然とふれあえる場所を活用し、ふれあいの場の利用促進に取り組んでいきます。

<施策の展開>

- ① 人と自然のつながりを深める機会の創出
- ② 緑化活動の推進



親子ふれあい事業での様子



サケの稚魚放流の様子

基本目標Ⅳ

衛生的な生活環境の推進

方針4-1 良好な生活基盤の整備

公共下水道の整備や単独処理浄化槽・汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による環境への負荷を低減するとともに、し尿処理施設の適切な維持に努めます。また、老朽化した処理施設の統合や汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めます。

<施策の展開>

- ① 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進
- ② し尿処理施設適正管理の推進

汚水処理施設別の普及率（令和5年度）

汚水処理施設名	伊勢崎市	全国平均
下水道	36.5%	81.4%
農業集落排水	5.2%	2.4%
合併処理浄化槽	28.6%	9.5%
汚水処理人口普及率	70.3%	93.3%

方針4-2 きれいな空気、水等の環境保全の推進

工場などの事業所に対し、施設の適正管理を指導します。また、河川の水質測定の実施を行い、引き続き良好な水質の維持と水質汚濁による被害の未然防止に努めます。その他、土壌、有害化学物質等の監視や情報発信等、国や県と連携しながら環境基準の達成に向けた取組を推進していくとともに、公害苦情に対する相談や市民、事業者への環境保全への啓発活動に取り組みます。

<施策の展開>

- ① 自動車から発生する排出ガスの抑制
- ② 工場・事業所などへの監視体制の充実
- ③ 水質汚濁の防止と河川の自然回復・浄化
- ④ 土壌汚染の防止と健全な土壌環境の維持・管理
- ⑤ 公害苦情への適正な対応処理と啓発活動の促進



コミュニティバス
あおぞら



エコドライブ
ステッカー

方針4-3 身近な環境問題への対応

市民や有識者などの協議や協働による解決を図るとともに、市民一人ひとりが近隣住民を思いやり環境に配慮した生活ができるよう、適切に対応していきます。

<施策の展開>

- ① 環境に配慮した生活の推進
- ② 生活環境に関する苦情への対応



日常生活に起因する苦情への対応

基本目標Ⅴ

環境保全活動の推進と人材育成

方針5-1 環境教育の普及と情報発信

主体的に環境保全活動に取り組む人材を育てていくため、誰もが参加できる環境学習機会の提供により、環境保全意識の向上を図ります。また、効果的かつきめ細かな情報発信により、多くの市民等の環境保全に係る取組への参加を活性化します。

<施策の展開>

- ① 環境教育・環境学習の充実
- ② 環境情報の共有化
- ③ 幼少期の環境教育の促進



広報いせさき



こどもエコクラブ

方針5-2 環境保全活動の推進

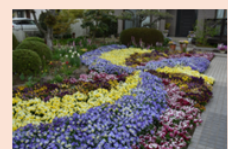
市民や事業者一人ひとりが環境を守り、より良い環境を未来に伝えるための自主的な活動を行えるよう、市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動の実践に向け啓発を行うほか、各種の支援に努め、環境保全活動を推進していきます。

<施策の展開>

- ① 環境に関する組織づくり
- ② 環境に関するネットワークづくり
- ③ 環境美化活動の推進
- ④ 環境マネジメントシステムの導入促進



環境保全活動の様子



オープンガーデンの様子

4. 基本目標達成に向けた取組

環境政策のゴールの達成に向け、市は施策の体系に示す取組を推進・展開します。

以下に、本市の豊かな環境を未来に引き継ぐため、市民や事業者のみなさまに取り組んで頂きたい主な取組の具体例を示すとともに、市はそれぞれの取組に対して啓発していくこととします。

基本目標Ⅰ	市民	●住宅への太陽光発電・太陽熱利用設備の導入に努めましょう。 ●環境イベント等で得た知識や経験を我慢や負担を強いることなく、各家庭での日常生活において実践行動し、家族や友人に広めましょう。 ●宅配荷物を注文する場合は、時間指定や置き配、宅配ボックスなどを利用しましょう。 ●住宅への省エネ家電や高効率照明、高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入・買換えを検討し、省エネルギー化を推進しましょう。 ●通勤・通学や買い物等での近距離移動は、地球温暖化防止、健康増進、渋滞緩和等のメリットがあることから徒歩での移動や自転車を使用しましょう。
	事業者	●太陽光発電・太陽熱利用設備について情報収集し、周辺景観に配慮しつつ、積極的な導入に努めましょう。(景観まちづくり条例の観点から、周辺環境に配慮した導入に努めてください) ●エネルギー消費機器の使用量を把握し、管理できるようにしましょう。 ●クールビズ・ウォームビズの通年化とペーパーレス化を推進しましょう。 ●事業所・工場などに積極的にみどりを増やし温室効果ガスの吸収を促進しましょう。 ●国や県で進めている排出量取引制度などの新たな取組について情報収集し、積極的に制度の活用を検討しましょう。
基本目標Ⅱ	市民	●地域コミュニティでごみの分別・減量に取り組みましょう。 ●資源とごみの分別を徹底し、資源の再生利用に努めましょう。 ●エコマーク、統一省エネラベルなどがついた商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めましょう。 ●買い物の際はマイバッグを持参し、不要な場合は過剰な包装を断りましょう。 ●食品を購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」に取り組みましょう。 ●不法投棄を発見した場合は、情報提供に努めましょう。
	事業者	●ビジネススタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努めましょう。 ●原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マークなどがついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めましょう。 ●商品の設計・販売の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどの使用を抑えるように努めましょう。 ●グリーン購入法に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めましょう。 ●同業者との情報交換や地域住民とのコミュニケーションにより、不法投棄を生じさせないネットワークを構築しましょう。

基本目標Ⅲ	市民	●生垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てましょう。 ●街路樹や公園のみどりを大切にしましょう。 ●河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。 ●外来生物について理解し、外から持ち込んだり放したりしないようにしましょう。 ●野生生物が畑や住宅に簡単に寄り付くようになり、農作物や人に被害を及ぼしてしまうことがありますので、野生の生き物に餌を与えないようにしましょう。 ●自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくりましょう。 ●生物多様性の現状と大切さを学び、伝えましょう。
	事業者	●屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進めましょう。 ●業界団体等が開催する環境保全に関する研修、視察等、河川敷などの美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。 ●ネイチャーポジティブ経営を推進しましょう。 ●事業活動に伴う生物多様性に係る取組等の情報を開示しましょう。 ●事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行いましょう。
基本目標Ⅳ	市民	●公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努めましょう。 ●地域における河川や水路の清掃活動に積極的に参加しましょう。 ●自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリングストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。 ●騒音や悪臭などで近所に迷惑をかけないように配慮するなど、生活マナーの向上に努めましょう。 ●自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。
	事業者	●法令等に基づき、規制基準を遵守しましょう。 ●事業活動による排水対策や汚水の適正処理に努め、汚れた水を流さないようにしましょう。また、除害施設やグリストラップは適正に管理しましょう。 ●事業所周辺の側溝や河川、用水路の清掃など、水環境を守る取組に積極的に参加・協働しましょう。 ●地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。 ●業務用車両が周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。
基本目標Ⅴ	市民	●自然の中で行うレクリエーションや自然に関する学習会に参加するなど、環境について学ぶ機会を増やしましょう。 ●自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。 ●環境保全に関する近年の動向や、最新の環境問題に関する知見を深めましょう。 ●自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。 ●花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。 ●地域の環境活動等には積極的に参加しましょう。
	事業者	●環境マネジメントシステムの導入を積極的に検討しましょう。 ●工場や事業所の敷地内は、樹木の植栽や花壇の整備などにより緑化を図る際には、季節感を感じることができるよう配慮しましょう。 ●地域の環境活動等には積極的に参加しましょう。

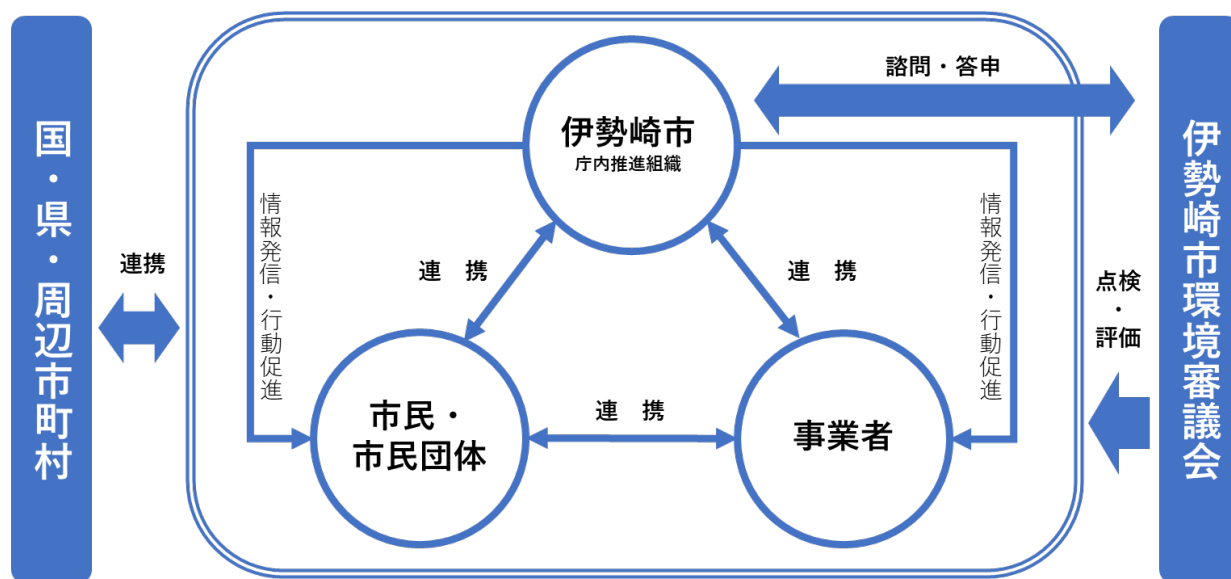
5. 計画推進のしくみ

(1) 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとし、本市の豊かな環境を未来に引き継ぐためには、市(行政)だけでなく、市民、事業者と協働して施策や各種の取組を推進・展開することが必要です。

このため、庁内体制を整備し、環境に関する情報公開に努めるとともに、市民や事業者との意見交換、協議の場などを設けることにより、市民、事業者、市の連携・協力に向けた体制づくりを進めます。

また、国や県、関係機関等との連携・協力により、総合的な推進を図ります。

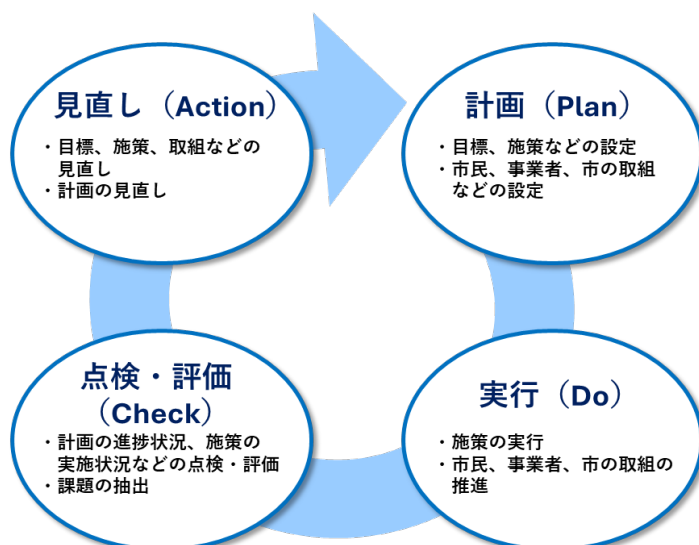


本計画の推進体制

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況について定期的に点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図るものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、① 計画(Plan)、② 実行(Do)、③ 点検・評価(Check)、④ 見直し(Action)という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出等を行うものです。



本計画の進行管理(PDCA サイクル)

第3次伊勢崎市環境基本計画【概要版】 令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

令和7年3月

発行・編集 伊勢崎市 環境部 環境政策課

〒372-0824

伊勢崎市柴町 954 番地(清掃リサイクルセンター21内 事務室2階)

電話番号 :0270-27-2733 (代表)

FAX 番号 :0270-27-5388

E-mail :kankyou-s@city.isesaki.lg.jp